

発室発第119号  
令和4年12月15日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号  
日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

令和4年10月14日付け発室発第79号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

別紙

東海第二発電所

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

日本原子力発電株式会社

## 目 次

1. 補正項目
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

## 1. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
<p>II. 工事計画</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2 換気設備</p> <p>2.3 緊急時対策所換気系</p> <p>(3) 主配管</p> <p>・常設</p> <p>5 放射線管理施設に係る工事の方法</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>III- I. 工事工程表</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>IV. 変更の理由</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>V. 添付書類</p> <p>V-1 説明書</p> <p>V-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>V-1-1-4-6-22 設定根拠に関する説明書(緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用送風機(東海, 東海第二発電所共用))</p> <p>V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-8-3-3-3 緊急時対策所非常用送風機の耐震性についての計算書</p> <p>V-2-8-3-3-4 緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震性についての計算書</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-8-1-3-2 緊急時対策所換気系ダクトの強度計算書</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

令和4年10月14日付け発室発第79号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、「Ⅱ. 工事計画」、「Ⅲ－Ⅰ. 工事工程表」、「Ⅳ. 変更の理由」、「Ⅴ-1 説明書」、「Ⅴ-2 耐震性に関する説明書」及び「Ⅴ-3 強度に関する説明書」の記載の適正化を行うため補正する。

なお、特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更内容については、令和4年11月16日付け原規規発第22111610号にて認可された工事の計画によるものとし、本補正には反映しない。

### 3. 補正前後比較表

【要目表】6 放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管

変更前 (2022年10月14日申請)										変更後										変更理由					
変更前					変更後					変更前					変更後					変更理由					
名称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	名称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	名称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	名称	最高使用圧力 (kPa)		最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	
放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材質(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。) ・常設	給気口	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6	11.1 *1, *3	STS410	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	変更なし	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	変更なし	変更なし	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC		
	緊急時対策所非常用フィルタ装置 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 / 355.6 / 355.6	11.1 *1 / 11.1 *1 / 11.1 *1	STS410	変更なし	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
	緊急時対策所非常用送風機 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 / 318.5	11.1 *1 / 10.3 *1	SUS304	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
	緊急時対策所非常用送風機 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 / 318.5	11.1 *1 / 10.3 *1	STS410	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
	建屋空調機械室、非常用換気設備室及び緊急時対策所(災害対策本部)(東海、東海第二発電所共用)	860 (差圧) *2	40 *2	318.5 / 318.5 / 165.2	10.3 *1, *3 / 10.3 *1 / 7.1 *1	STS410	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	建屋空調機械室	0.60 *2	40 *2	501.2×501.2	0.6 *1	SGC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化(マスキング枠の修正)						
	給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2×501.2	0.6 *1	SGC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化(マスキング枠の修正)						
	緊急時対策所非常用送風機 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 / 355.6 / 355.6	11.1 *1 / 11.1 *1 / 11.1 *1	STS410	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	緊急時対策所非常用送風機 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 / 318.5	11.1 *1 / 10.3 *1	SUS304	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	建屋空調機械室、非常用換気設備室及び緊急時対策所(災害対策本部)(東海、東海第二発電所共用)	860 (差圧) *2	40 *2	318.5 / 318.5 / 165.2	10.3 *1, *3 / 10.3 *1 / 7.1 *1	STS410	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
建屋空調機械室	0.60 *2	40 *2	501.2×501.2	0.6 *1	SGC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化(マスキング枠の修正)							
給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2×501.2	0.6 *1	SGC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	緊急時対策所換気系	60 *2	変更なし	501.6×501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化(マスキング枠の修正)							

【要目表】6 放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管

変更前 (2022年10月14日申請)										変更後										変更理由					
(続き)										(続き)										記載の適正化 (マスキング枠 の修正)					
変更前					変更後					変更前					変更後										
名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ (mm)		材 料				
緊急時 対策 所 換 気 系	2階電気品室 ～ 還気ダクト合流部その6 (東海, 東海第二発電所共用) 緊急時対策所 (災害対策本部) ～ 還気ダクト合流部その17 (東海, 東海第二発電所共用) 食料庫及び緊急時対策所 (宿泊・休憩室) ～ 還気ダクト合流部その8 (東海, 東海第二発電所共用) 災害対策本部空調機械室 ～ 還気ダクト合流部その7 (東海, 東海第二発電所共用) 還気ダクト合流部その17 (東海, 東海第二発電所共用) 還気ダクト合流部その9 (東海, 東海第二発電所共用)	0.60 (差圧) *2	40*2	201×201	0.5*1	SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	251.2×151.2	0.6*1	SGCC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	251.2×151.2	0.6*1	SGCC	緊急時 対策 所 換 気 系		変更なし	変更なし	251.2×251.2	0.6*1	SGCC
		0.60 (差圧) *2	40*2	751.2×751.2	0.8*1	SGC		変更なし	変更なし	751.6×751.6	0.8*1	SGCC		変更なし	変更なし	701.6×701.6	0.8*1	SGCC							
		1.10 (差圧) *2	40*2	701.2×701.2	0.6*1, *3	SS400		変更なし	変更なし	703.2×703.2	1.6*1, *3	SS400		変更なし	変更なし	701.6×701.6	0.8*1	SGCC							
		0.60 (差圧) *2	40*2	702×702	1.0*1, *3	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	702×702	1.0*1, *3		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	704.6×704.6			2.3*1	SS400			
		0.60 (差圧) *2	40*2	351×351	0.5*1, *3	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	351×351	0.5*1, *3		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	351.2×351.2			0.6*1	SGCC			
		0.60 (差圧) *2	40*2	451×451	0.5*1, *3	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	451×451	0.5*1, *3		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	451.2×451.2			0.6*1	SGCC			
		0.60 (差圧) *2	40*2	401×401	0.5*1	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	401×401	0.5*1		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	301.2×301.2			0.6*1	SGCC			
		1.10 (差圧) *2	40*2	702×702	1.0*1, *3	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	702×702	1.0*1, *3		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	701.6×701.6			0.8*1	SGCC			
		0.60 (差圧) *2	40*2	701.2×701.2	0.6*1, *3	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	701.2×701.2	0.6*1, *3		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	—			—	—			
		0.60 (差圧) *2	40*2	351×351	0.5*1	SGC		緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	351×351	0.5*1		SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	351.2×351.2			0.6*1	SGCC			
860*2	40*2	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	354.6×354.6	2.3*1	SS400									
0.60 (差圧) *2	40*2	351	0.5*1	SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	351	0.5*1	SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *3	SUS304	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	SUS304	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
860*2	40*2	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *3	SUS304	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	SUS304	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									
860*2	40*2	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	11.1*1, *3	STS410	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	変更なし	355.6	2.3*1	SS400									



【工事の方法】6 放射線管理施設 2 換気設備 5 放射線管理施設に係る工事の方法

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査                  主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項                  次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>① 溶接施工法に関すること</li> <li>② 溶接士の技能に関すること</li> </ul> <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。</li> <li>・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査                  主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項                  次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>① 溶接施工法に関すること</li> <li>② 溶接士の技能に関すること</li> </ul> <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。</li> <li>・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査                  主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項                  次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>① 溶接施工法に関すること</li> <li>② 溶接士の技能に関すること</li> </ul> <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。</li> <li>・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査                  主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項                  次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。</li> <li>① 溶接施工法に関すること</li> <li>② 溶接士の技能に関すること</li> </ul> <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。</li> <li>・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化(括弧の追加)</p>

N72 表① II R0

N72 表① II R1

Ⅲ－Ⅰ．工事工程表

変更前 (2022年10月14日申請)		変更後		変更理由												
Ⅲ－Ⅰ．工事工程表																
年月 項目	2022年度	2023年度					2024年度									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
放射線管理施設																
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備																
<p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 現地工事期間  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: black;"></span> : 構造、強度及び漏えいに係る検査  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black;"></span> : 機能及び性能に係る検査  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; transform: rotate(45deg);"></span> : 品質マネジメントシステムに係る検査                      注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。                 </p>																
Ⅲ－Ⅰ．工事工程表																
年月 項目	2022年度	2023年度					2024年度									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
放射線管理施設																
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備																
<p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 現地工事期間  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: black;"></span> : 構造、強度及び漏えいに係る検査  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black;"></span> : 機能及び性能に係る検査  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; transform: rotate(45deg);"></span> : 品質マネジメントシステムに係る検査                      注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。                 </p>																
記載の適正化 (現地工事及び検査時期の見直し)																

IV. 変更の理由

変更前 (2022 年 10 月 14 日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線管理施設のうち換気設備の緊急時対策所換気系の主配管，緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置について、<u>請負会社の変更に伴い、配管仕様、構造及び原動機の出力を変更する。</u></li> <li>2. その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の逃がし安全弁用可搬型蓄電池について、製造会社の事業停止に伴い、同等性能を有する別製造会社製の蓄電池に仕様を変更する。</li> <li>3. 適正化が必要な箇所が認められたため、以下のとおり変更を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備に係る使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表の適正化</li> <li>(2) 原子炉冷却系統施設のうち竜巻の影響に対する防護対策施設の扉に係る基本設計方針の適正化</li> <li>(3) その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備に係る防潮扉 2 の要目表の適正化</li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線管理施設のうち換気設備の緊急時対策所換気系の主配管，緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置について、<u>現場施工設計の結果、緊急時対策所換気系の配管の配置を見直す必要が生じたことに伴い、緊急時対策所換気系の圧損が増加するため、居住性確保の観点から要求される換気量が確保できるよう緊急時対策所非常用送風機の構造を変更する。また、緊急時対策所非常用送風機の構造変更に伴い、緊急時対策所換気系全体の設計を見直したことから、緊急時対策所非常用フィルタ装置の構造及び主配管の改造（仕様変更）を行う。</u></li> <li>2. その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の逃がし安全弁用可搬型蓄電池について、製造会社の事業停止に伴い、同等性能を有する別製造会社製の蓄電池に仕様を変更する。</li> <li>3. 適正化が必要な箇所が認められたため、以下のとおり変更を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備に係る使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表の適正化</li> <li>(2) 原子炉冷却系統施設のうち竜巻の影響に対する防護対策施設の扉に係る基本設計方針の適正化</li> <li>(3) その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備に係る防潮扉 2 の要目表の適正化</li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 (変更の理由 の明確化)</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由																																																				
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 90%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>3. 説明書の構成</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ロ 発電用原子炉施設の一般構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (1) 耐震構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-1</td> </tr> <tr> <td>            (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (2) 耐津波構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-21</td> </tr> <tr> <td>            (ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (3) その他の主要な構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-50</td> </tr> <tr> <td>            (i) a. 設計基準対象施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                (c) 火災による損傷の防止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                (d) 溢水による損傷の防止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (3) 非常用冷却設備</td> <td style="text-align: right;">ホ-1</td> </tr> <tr> <td>            (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                b. 重大事故等対処設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    チ 放射線管理施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (1) 屋内管理用の主要な設備の種類</td> <td style="text-align: right;">チ-1</td> </tr> <tr> <td>            (v) 換気空調設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (3) その他の主要な事項</td> <td style="text-align: right;">ヌ-1</td> </tr> <tr> <td>            (vi) 緊急時対策所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">NT2 変③ V-1-1-1 R1</p>		頁	1. 概要	1	2. 基本方針	1	3. 説明書の構成	1	4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	2	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備		ロ 発電用原子炉施設の一般構造		(1) 耐震構造	ロ-1	(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計		(2) 耐津波構造	ロ-21	(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計		(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計		(3) その他の主要な構造	ロ-50	(i) a. 設計基準対象施設		(c) 火災による損傷の防止		(d) 溢水による損傷の防止		ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備		(3) 非常用冷却設備	ホ-1	(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造		b. 重大事故等対処設備		チ 放射線管理施設の構造及び設備		(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	チ-1	(v) 換気空調設備		ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備		(3) その他の主要な事項	ヌ-1	(vi) 緊急時対策所		<p>記載の適正化 (整合性を確認 する設置変更 許可申請書の 明確化)</p>
	頁																																																					
1. 概要	1																																																					
2. 基本方針	1																																																					
3. 説明書の構成	1																																																					
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	2																																																					
五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備																																																						
ロ 発電用原子炉施設の一般構造																																																						
(1) 耐震構造	ロ-1																																																					
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計																																																						
(2) 耐津波構造	ロ-21																																																					
(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計																																																						
(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計																																																						
(3) その他の主要な構造	ロ-50																																																					
(i) a. 設計基準対象施設																																																						
(c) 火災による損傷の防止																																																						
(d) 溢水による損傷の防止																																																						
ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備																																																						
(3) 非常用冷却設備	ホ-1																																																					
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造																																																						
b. 重大事故等対処設備																																																						
チ 放射線管理施設の構造及び設備																																																						
(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	チ-1																																																					
(v) 換気空調設備																																																						
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備																																																						
(3) その他の主要な事項	ヌ-1																																																					
(vi) 緊急時対策所																																																						

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">NT2 変③ V-1-1-1 R1</p> <p>1. 概要 本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年3月9日付け原規発第2203092号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）について示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文（五号）」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文）」、「設置変更許可申請書（添付書類八）」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。  (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文（五号）」に記載する順とする。  (3) 設置変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。  (4) 設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。  (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>前頁同様</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
-	<p style="text-align: center;">4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">NT2 表③ V-1-1-1 R1</p>	前頁同様





【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																				
<p style="text-align: center;">変更前 (2022/10/14 申請)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 33%;">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p> </td> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> </td> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> </td> <td> <p>整合性</p> <p>工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p> </td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p>	備考	<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 33%;">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p> </td> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> </td> <td> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> </td> <td> <p>整合性</p> <p>設置及び工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p> </td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置及び工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p>	備考	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p>	備考																		
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p>	<p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. S クラスの施設 (c. に記載のものを除く。) は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備又は常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して、重大事故に至るおそれがないよう設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって脆断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S<sub>s</sub> による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とし、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設置及び工事の計画の E(1)、E(2) b. -①は、設置変更許可申請書(本文)の E(1)、E(2) b. -①を含んでおり整合している。</p>	備考																		

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 365 329 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="329 365 344 1780">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="344 365 359 1780">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="359 365 373 1780">整合性</th> <th data-bbox="373 365 388 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="388 365 537 1780"> <p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="537 365 685 1780"> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="685 365 834 1780"> <p>重大事故等対処施設については、施設の基本設計が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> </td> <td data-bbox="834 365 982 1780"> <p>工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)の「E(1)(ii)」は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」と同等であり整合している。</p> </td> <td data-bbox="982 365 1012 1780"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設については、施設の基本設計が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)の「E(1)(ii)」は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」と同等であり整合している。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1552 365 1567 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1567 365 1581 1780">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="1581 365 1596 1780">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1596 365 1611 1780">整合性</th> <th data-bbox="1611 365 1626 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1626 365 1774 1780"> <p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="1774 365 1923 1780"> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="1923 365 2071 1780"> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> </td> <td data-bbox="2071 365 2220 1780"> <p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> </td> <td data-bbox="2220 365 2249 1780"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設については、施設の基本設計が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)の「E(1)(ii)」は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」と同等であり整合している。</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力については、基準地震動 S<sub>1</sub> による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)とE(1)(iii)に記載した「上記」に示す設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)の「工事の計画」のE(1)(ii)の「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)の「(ii)」の「建築物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由	
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>d. 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備は、水災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、東海第二発電所では、「1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に記載のとおり、立地的要因により洪水及び地滑りについては、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>d. S クラスの施設 (c.に記載のものを除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>d. S クラスの施設 (c.に記載のものを除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の計画 (1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p>
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>d. 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備は、水災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、東海第二発電所では、「1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に記載のとおり、立地的要因により洪水及び地滑りについては、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>d. S クラスの施設 (c.に記載のものを除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>d. S クラスの施設 (c.に記載のものを除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S<sub>1</sub>による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S<sub>2</sub>による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>1</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、既往の研究等で機能維持の評価を行い、既往の研究等で機能維持の評価がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の計画 (1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p>

NT2 添 V-1-1-1 R

NT2 添 V-1-1-1 R

p-5

p-5

記載の適正化

















【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="139 296 308 352">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="308 296 605 352">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="605 296 961 352">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="961 296 1383 352">整合性</th> <th data-bbox="1383 296 1478 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="139 352 308 1919"> <p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p> </td> <td data-bbox="308 352 605 1919"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p> </td> <td data-bbox="605 352 961 1919"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下の可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="961 352 1383 1919"> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1383 352 1478 1919"> <p>p-25</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下の可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>p-25</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1383 296 1552 352">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1552 296 1849 352">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1849 296 2205 352">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="2205 296 2617 352">整合性</th> <th data-bbox="2617 296 2712 352">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 352 1552 1919"> <p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p> </td> <td data-bbox="1552 352 1849 1919"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p> </td> <td data-bbox="1849 352 2205 1919"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2205 352 2617 1919"> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="2617 352 2712 1919"> <p>p-25</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>p-25</p>	<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下の可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>p-25</p>																		
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、E(2)(B)d-①、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、E(1)(1).....設計基準対象施設に対する耐津波設計.....</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。                      a. 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位と、非常用海水ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。                      また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さから入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。                      評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。                      なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環海水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(B)d-②緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波の際において緊急用海水ポンプを運転したことで、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の体有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能と設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。                      E(2)(B)d-③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の体高に比して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-①の具体的な内容は「E(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>E(2)(B)d-②の工事の計画のE(2)(B)申請書(本文)のE(2)は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(B)d-②を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>p-25</p>																		

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文) E(2)(H)d.③SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に対して、ポン プが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書の計画 該当事項 (b) 津波の二次的影響による非常用海水ポンプ、緊急 用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替 注水中型ポンプの機能保持確認 基準仕様による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対 して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及 び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用 海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピッ トに対しても、閉塞することなくSA用海水ピット取水 塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水 管及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保でき る設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプ及びE(2)(H)d.③緊急用海水ポン プは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合に於いても、輸 送中の異物逃し槽から浮遊砂を排出することなく、機能を保 持できる設計とする。</p> <p>E(2)(H)d.③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代 替注水中型ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が 保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物と なる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物 となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常月 海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞 が生じることがなく非常用海水ポンプの取水性確保並び び取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とす る。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることな く、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可 搬型代替注水中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水 ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性 が確保できる設計とする。</p> <p>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置 状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて 管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当 該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工 構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安 規定に定めて管理する。さらに、発前の評価結果に合格さ れない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ等 の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、 影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">p-26</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) E(2)(H)d.③SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に対し、ポン プが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項 (b) 津波の二次的影響による非常用海水ポンプ、緊急 用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替 注水中型ポンプの機能保持確認 基準仕様による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対 して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及 び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用 海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピッ トに対しても、閉塞することなくSA用海水ピット取水 塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水 管及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保でき る設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプ及びE(2)(H)d.③緊急用海水ポン プは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合に於いても、輸 送中の異物逃し槽から浮遊砂を排出することなく、機能を保 持できる設計とする。</p> <p>E(2)(H)d.③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代 替注水中型ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が 保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物と なる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物 となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用 海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞 が生じることがなく非常用海水ポンプの取水性確保並び び取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とす る。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることな く、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可 搬型代替注水中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水 ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性 が確保できる設計とする。</p> <p>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置 状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて 管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当 該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工 構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安 規定に定めて管理する。さらに、発前の評価結果に合格さ れない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ等 の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、 影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">p-26</p>	<p>記載の適正化</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																
<p style="text-align: center;">変更前 (2022/10/14 申請)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。</th> <th style="width: 30%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p> </td> <td> <p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	整合性	備考	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p>		<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。</th> <th style="width: 30%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p> </td> <td> <p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本設計及び工事の計画の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	整合性	備考	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本設計及び工事の計画の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p>		<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">p-27</p>
設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	整合性	備考															
<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p>																
設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に適用する。	整合性	備考															
<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>(H) 重大事故等対処施設等の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波P R Aにおいて、防潮堤高さ(T.P.+20m)を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波(以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(I) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)に明記されていない。</p> <p>E(2)(H)F-①このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設の耐津波設計については、設置許可基準規則第三十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3)の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法等の観点から網羅的にまとめたガイド(以下「耐津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」という。)の確立項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①の具体的な内容は「ロ(2)(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画では、添付書類「V-1-1-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の策定位置を記載しており整合している。</p> <p>本設計及び工事の計画の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画のE(2)(H)F-①は、設置変更許可申請書(本文)のE(2)(H)F-①を具体的に記載しており整合している。</p>																



